

エックス線装置設置届・予防措置の概要 1

エックス線装置の エックス線障害の防止に関する 構造設備及び予防措置の概要	エックス線管の容器及び照射筒の当該エックス線管焦点から1メートルの距離における利用線錐以外の空気カーマ率		mGy/時 以下	
	充電状態で照射時以外のとき接触可能表面から5センチメートルの距離における空気カーマ率		μGy/時 以下	
	利用線錐の総濾過		mm(Al・Mo)当量	
	医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離		cm 以上	
	透視 用 装 置	患者への入射面の利用線錐の中心における入射線量率		mGy/分 以下
		連続した警告音等を発するようにした高線量率透視制御装置		有 ・ 無
		一定時間経過後警告音等を発することができ透視時間を積算することができるタイマー		有 ・ 無
		エックス線管焦点皮膚間距離保持装置又は照射を防止するインターロック		有 ・ 無
		受像面を超えないようエックス線照射野を絞る装置		有 ・ 無
		受像器の接触可能表面から10センチメートルの距離において利用線錐が受像器等を通過後の空気カーマ率		μGy/時 以下
		透視時の最大受像面を3センチメートルを超える部分を通過後のエックス線が当該部分の接触可能表面から10センチメートルの距離における空気カーマ率		μGy/時 以下
		利用線錐以外のエックス線を有効にしゃへいする適当な手段		有 ・ 無
	撮影用装置	受像面を超えないようエックス線照射を絞る装置	有 ・ 無	
	口内法 撮影装置	照射筒の端における照射野の直径（皮膚面）	cm 以下	
	胸間 部 接 撮 集 影 検 装 用 置	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置		有 ・ 無
受像器装置の接触可能表面から10センチメートルの距離における1ばく射当たりの空気カーマ		μGy 以下		
被照射体周囲の箱状のしゃへい物から10センチメートルの距離における1ばく射当たりの空気カーマ		μGy 以下		

## エックス線装置設置届・予防措置の概要 2

エックス線装置の構造設備及び予防措置の概要	手移動型・使用中に使用する装置及び	エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れた位置で操作できる構造	有 ・ 無
		使用の場所	
		使用中の表示	有 ・ 無
		立入制限措置	有 ・ 無
		撮影時の防護措置	有 ・ 無
		保管場所・方法	
	治療装置	エックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離における空気カーマ率	$\mu\text{Gy}/\text{時}$ 以下
		エックス線管焦点から1メートルの距離における空気カーマ率	$\mu\text{Gy}/\text{時}$ 以下
		利用線錐の総濾過	mmAl 当量
		濾過板が引き抜かれたときエックス線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無

### 添付書類

1. 次に掲げる事項を記載した縮尺50分の1の平面図及び側面図、ただし、歯科用エックス線診療室の場合には、縮尺25分の1の平面図及び側面図
  - (1) エックス線診療室の隣接、上階及び下階の室等の名称及び周囲の状況
  - (2) エックス線装置の位置及び照射方向
  - (3) エックス線管、透視台又は撮影台から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離
  - (4) 管理区域は朱線で囲み、標識及び使用中ランプ等の位置を標記
  - (5) 患者更衣施設（設備）、専用便所等の標記
2. 漏洩線量の測定位置（平面及び側面図）及び測定結果（著しく測定が困難な点については、計算によって値を算出すること。その場合、計算に関する書面及び理由書を添付）
3. 移動用エックス線装置にあっては、その線量分布及び保管場所を記入した平面図
4. 同一室内に2台以上のエックス線装置を設置した場合は、同時照射防止に関する措置の概要を記載した書面（回路図又は動作説明書等）
5. エックス線装置搭載自動車にあっては、当該自動車の構造図及び車検証の写し

エックス線装置設置届・予防措置の概要 3

エックス線装置の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	主要構造部等の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）	
	区分	遮へい物	構造・材料及び厚さ	
		天井		
	診療室の防護物	周囲の画壁等		
		監視用窓		
		出入口の扉		
	床			
	その他の開口部		有（用途 ）・無	
	操作室		有・無（理由 ）	
	診察室の標識		有・無	
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有・無	
	使用中の表示		有・無	
	画壁等外側の実効線量（最大値）		mSv/週 以下	
	管理区域	管理区域を設ける場所		
		境界における実効線量（最大値）		mSv/3月 以下
		立入制限措置		有・無
		標識		有・無
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量（最大値）		μSv/3月 以下		
入院患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）実効線量（最大値）		mSv/3月 以下		
取扱者の被ばく防止用具				
取扱者の被ばく測定器具				

エックス線診療室放射線量測定記録（表）

エックス線診療室放射線量測定記録											
測定室名			測定年月日				年 月 日				
測定装置	製作者名										
	型式										
	検定（校正）年月日										
	検定（校正）施設名										
ファントムの種類及び大きさ		水・MIXDp・アクリル・その他（ ） 縦（ ）cm × 横（ ）cm × 厚さ（ ）cm									
照射野		（ ）cm × （ ）cm ・ 直径（ ）cm ・ スリット									
照射条件			1	2	3	4	5	6	7	8	9
	管電圧（kV）										
	管電流（mA）										
	時間（Sec.）										
	F. S. D（m）										
備考											
床上から測定点までの高さ			(m)			測定時のレンジ		B・G			
気温	℃	気圧	hPa		湿度	%		天候			
測定者に関する事項	所在地										
	名称										
	資格										
					電話						
					氏名			印			
立会者		氏名									印

注：F. S. Dとは、焦点ファントーム表面間距離をいう。

注意事項

- 線量について、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合には計算により算出することができる。
- 各測定点及びバックグラウンド（B・G）の測定点を表示した図面を添付すること。
- 各管球ごとに、使用予定照射方向について測定すること。また、この場合添付図面に使用予定照射方向を矢印で記入すること。
- 透視の場合には、 $\mu\text{Sv}/\text{時}$ とし、撮影の場合には、 $\mu\text{Sv}/\text{ばく射数}$ とすること。
- 測定室内に放射線の漏洩するおそれのある隙間等がある場合には、その細部についてもそくていすること。
- 移動型の装置の場合には、エックス線焦点を中心として、周囲1メートル及び2メートルについて散乱線を測定すること。
- 照射条件の番号は、管球番号と同一のものとすること。

